

「約款・規定集(個人のお客さま用)」の新旧対照表

2023年3月

2023年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>4.個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。 4-1 当社グループ内における共同利用 (1)～(4) (省略) <u>(削除)</u></p>	<p>4.個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することができます。 4-1 当社グループ内における共同利用 (1)～(4) (省略) 4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く) ・氏名、住所、生年月日、職業等、お客さまに関する情報 (2)共同して利用する者の範囲 ・当社およびシティグループ証券株式会社 (3)利用する者の利用目的 ・当社とシティグループ証券株式会社が契約に基づき協働することで、法人等のお客さまの資産運用等のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的に案内・提供するため ・当社の経営管理・内部管理を行うため (4)共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者氏名 <u>SMB C日興証券株式会社</u> 住所および代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。 <u>(https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html)</u></p>
<p>4-2 株式会社お金のデザインとの共同利用 (1)～(4) (省略)</p>	<p>4-3 株式会社お金のデザインとの共同利用 (1)～(4) (省略)</p>
<p>7.個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示 当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知します。 当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>	<p>7.個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示 当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知します。 当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>
<p>16.この基本方針の見直しと改定 当社は、この基本方針の内容を隨時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改定することがあります。 改定後の基本方針はホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 (注) 最新の「個人情報の保護に関する基本方針」は、<u>https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/index.html</u>でご確認いただけます。 スマートフォン用アクセスページはこちら→</p>	<p>16.この基本方針の見直しと改定 当社は、この基本方針の内容を隨時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改定することがあります。 改定後の基本方針はホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 <u>(新設)</u></p>
<u>2023年4月1日更新</u>	<u>2022年4月1日更新</u>
証券取引約款	
第1章 総則	
<p>第2条(定義) (1)～(2) (省略) (3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。 ①～⑤ (省略) <u>⑥てれトレ</u> 「<u>てれトレ</u>」とは、第17章の規定に従い、自動音声応答によるテレホ</p>	<p>第2条(定義) (1)～(2) (省略) (3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。 ①～⑤ (省略) <u>⑥自動応答のテレホン取引</u> 「<u>自動応答のテレホン取引</u>」とは、第17章の規定に従い、自動音声応</p>

ンサービスを利用して行う証券取引のことをいいます。	答によるテレホンサービスを利用して行う証券取引のことをいいます。
⑦ (省 略)	⑦ (省 略)
第2章 申込方法等	
第16条(日興カード) (1) (省 略) (2)日興カードの利用を申し込まれない場合、提携ATMおよび <u>トレ</u> はご利用いただけません。	第16条(日興カード) (1) (省 略) (2)日興カードの利用を申し込まれない場合、提携ATMおよび <u>自動応答</u> のテレホン取引はご利用いただけません。
第17条(日興イージートレード) (1)日本国内に居住する個人の <u>お客さま</u> が、当社所定の方法により、当社に日興イージートレードに関するサービスの利用を申し込み、当社が承諾した場合に、当該サービスをご利用いただけます。 <u>(2)日興イージートレードに関するサービスは、当社が定める方法によりお客さまが入力されたパスワードがあらかじめ当社にお届けいただいたパスワードと一致することを確認する方法その他の当社が定める認証方法による確認ができた場合に限り、ご利用いただけます。なお、お客さまが利用されるサービスにより、複数の認証方法による確認が必要となることがあります。</u> (3) (省 略)	第17条(日興イージートレード) (1)日本国内に居住する個人の <u>お客様</u> が、当社所定の方法により、当社に日興イージートレードに関するサービスの利用を申し込み、当社が承諾した場合に、当該サービスをご利用いただけます。 <u>ただし、当社が定める方法によりお客様が入力されたパスワードが、あらかじめ当社にお届けいただいたパスワードと一致した場合に限り、日興イージートレードに関するサービスをご利用いただけます。</u> <u>(新 設)</u> <u>(2) (省 略)</u>
第18条(<u>トレ</u>) (1)トレをご利用いただける <u>お客さま</u> は、次の条件のすべてにあてはまる <u>お客さま</u> とします。ただし、当社がご注文の受付に関して、何らかの制限を設けている場合は、 <u>お客さま</u> には取扱店(ダイレクトコースをご利用の <u>お客さま</u> は日興コンタクトセンター)に直接ご注文いただけます。 ①～② (省 略) (2)トレは、 <u>お客さま</u> が当社所定の電話番号における音声案内に従って入力された取扱店番号、口座番号および日興カードの暗証番号(以下「認証番号」といいます。)が、あらかじめ当社にお届けいただいた認証番号と一致した場合に限り、ご利用いただけます。	第18条(自動応答のテレホン取引) (1)自動応答のテレホン取引をご利用いただける <u>お客様</u> は、次の条件のすべてにあてはまる <u>お客様</u> とします。ただし、当社がご注文の受付に関して、何らかの制限を設けている場合は、 <u>お客様</u> には取扱店(ダイレクトコースをご利用の <u>お客様</u> は日興コンタクトセンター)に直接ご注文いただけます。 ①～② (省 略) (2)自動応答のテレホン取引は、 <u>お客様</u> が当社所定の電話番号における音声案内に従って入力された取扱店番号、口座番号および日興カードの暗証番号(以下「認証番号」といいます。)が、あらかじめ当社にお届けいただいた認証番号と一致した場合に限り、ご利用いただけます。
第12章 証券総合口座	
第103条(自動買付) (1)～(3) (省 略) (4)信用取引における委託保証金、ならびに先物取引およびオプション取引における決済代金、プレミアム代金および証拠金については本条の取扱いはいたしません。 (5)～(6) (省 略)	第103条(自動買付) (1)～(3) (省 略) (4)信用取引および発行日取引における委託保証金、ならびに先物取引およびオプション取引における決済代金、プレミアム代金および証拠金については本条の取扱いはいたしません。 (5)～(6) (省 略)
第104条(自動換金) (1) (省 略) (2)信用取引における委託保証金、ならびに先物取引およびオプション取引における決済代金、プレミアム代金および証拠金については本条の取扱いはいたしません。	第104条(自動換金) (1) (省 略) (2)信用取引および発行日取引における委託保証金、ならびに先物取引およびオプション取引における決済代金、プレミアム代金および証拠金については本条の取扱いはいたしません。
第15章 日興カードの利用	
第116条(日興カードの利用) 日興カード(以下「カード」といいます。)は次の場合に利用することができます。 ① (省 略) ② <u>トレ</u> の利用	第116条(日興カードの利用) 日興カード(以下「カード」といいます。)は次の場合に利用することができます。 ① (省 略) ② <u>自動応答</u> のテレホン取引の利用
第117条(カードおよび暗証のお取扱い) 提携ATMまたは <u>トレ</u> は、所定の方法によりカードおよび暗証番号が <u>お客さま</u> ご自身のものであることを確認できた場合に限り、利用することができます。	第117条(カードおよび暗証のお取扱い) 提携ATMまたは <u>自動応答</u> のテレホン取引は、所定の方法によりカードおよび暗証番号が <u>お客様</u> ご自身のものであることを確認できた場合に限り、利用することができます。
第118条(提携ATMなどの操作) 提携ATMまたは <u>トレ</u> における電話機は、所定の要領に従って正しくご操作ください。	第118条(提携ATMなどの操作) 提携ATMまたは <u>自動応答</u> のテレホン取引における電話機は、所定の要領に従って正しくご操作ください。

第16章 日興イージートレード

<p>第134条(注文の執行)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社は、<u>お客さまが本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客さまに通知することなく当該注文は執行いたしません。</u>なお、当該注文を執行しないことにより生じる<u>お客さまの損害については、当社はその責めを負わないものとします。</u></p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③<u>お客さまの取引口座で信用取引の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引(もしくは店頭デリバティブ取引)の証拠金もしくは担保が不足している場合。</u></p> <p>④～⑥ (省 略)</p>	<p>第134条(注文の執行)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社は、<u>お客様が本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく当該注文は執行いたしません。</u>なお、当該注文を執行しないことにより生じる<u>お客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。</u></p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③<u>お客様の取引口座で信用取引(または発行日決済取引)の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引(または店頭デリバティブ取引)の証拠金または担保が不足している場合。</u></p> <p>④～⑥ (省 略)</p>
<p>第143条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由により<u>お客さまに生じた損害については、その責めを負わないものとします。</u>ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①本サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、<u>お客さま自身が操作したか否かにかかわらず(第三者により操作された場合を含む)、第17条(2)に定める認証方法による確認ができたことにより行われた取引について生じた損害。</u></p> <p>②通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等ならびに電子メール等の通知手段の瑕疵もしくは障害、または<u>第三者の妨害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。</u></p> <p>③～⑨ (省 略)</p>	<p>第143条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由により<u>お客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。</u>ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①本サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、<u>お客様のパスワードをお客様自身が入力したか否かにかかわらず(第三者により入力された場合を含む)、あらかじめ当社に届け出されているパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。</u></p> <p>②通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等の<u>障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。</u></p> <p>③～⑨ (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">第17章 てれトレ</p>	<p style="text-align: center;">第17章 自動応答のテレホン取引</p>
<p>第145条(自己責任の原則)</p> <p><u>お客さまは、本章の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において、てれトレを行うものとします。</u></p>	<p>第145条(自己責任の原則)</p> <p><u>お客様は、本章の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において、自動応答のテレホン取引を行われるものとします。</u></p>
<p>第146条(利用時間)</p> <p><u>お客さまがてれトレを行うことができる時間は、当社が定める時間とします。</u></p>	<p>第146条(利用時間)</p> <p><u>お客様が自動応答のテレホン取引を行うことができる時間は、当社が定める時間とします。</u></p>
<p>第147条(取引の種類)</p> <p><u>お客さまがてれトレで行うことができる取引の種類は、単元株取引については普通取引のうち現金取引とし、その他の商品・取引については当社が定める範囲とします。</u></p>	<p>第147条(取引の種類)</p> <p><u>お客様が自動応答のテレホン取引で行うことができる取引の種類は、単元株取引については普通取引のうち現金取引とし、その他の商品・取引については当社が定める範囲とします。</u></p>
<p>第148条(取扱銘柄)</p> <p><u>お客さまがてれトレで行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、金融商品取引所等が取引を制限している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。</u></p>	<p>第148条(取扱銘柄)</p> <p><u>お客様が自動応答のテレホン取引で行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、金融商品取引所等が取引を制限している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。</u></p>
<p>第149条(取扱数量)</p> <p>(1)<u>お客さまがてれトレで行うことができる買付注文の数量は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は当社が定める方法によって行うものとします。</u></p> <p>(2)<u>お客さまがてれトレで行うことができる売却注文の数量は、当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内とし、この数量の判定は当社が定める方法によって行うものとします。</u></p>	<p>第149条(取扱数量)</p> <p>(1)<u>お客様が自動応答のテレホン取引で行うことができる買付注文の数量は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は当社が定める方法によって行うものとします。</u></p> <p>(2)<u>お客様が自動応答のテレホン取引で行うことができる売却注文の数量は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内とし、この数量の判定は当社が定める方法によって行うものとします。</u></p>
<p>第150条(取引回数)</p> <p><u>取引において、お客さまがてれトレを行うことができる同一銘柄の売買注文の回数は、当社が定める回数の範囲内とします。</u></p>	<p>第150条(取引回数)</p> <p><u>取引において、お客様が自動応答のテレホン取引を行うことができる同一銘柄の売買注文の回数は、当社が定める回数の範囲内とします。</u></p>
<p>第151条(注文の有効期限)</p> <p><u>お客さまがてれトレで行われる取引の有効期限は、当社が取扱商品毎に定める期限の範囲内とします。</u></p>	<p>第151条(注文の有効期限)</p> <p><u>お客様が自動応答のテレホン取引で行われる取引の有効期限は、当社が取扱商品毎に定める期限の範囲内とします。</u></p>
<p>第152条(注文の受付)</p> <p><u>お客さまのてれトレによる注文の当社での受付は、お客さまが注文内容の確認入力をされたことを当社が受信した時点とします。</u></p>	<p>第152条(注文の受付)</p> <p><u>お客様が自動応答のテレホン取引により注文された取引は、注文入力をされた後に注文内容について、お客様が確認の入力をされ、その内容を当社が受信した時点で、ご注文の受付とします。</u></p>

<p>第153条(注文の執行)</p> <p>(1)当社は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、<u>お客様が行われたるトレス</u>による注文の受付後の最初に可能となる取引日に執行するものとします。</p> <p>(2)当社は、<u>お客様が行われたるトレス</u>が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、<u>お客様に連絡することなく当該取引の注文執行はいたしません</u>。なお、当該取引の注文執行を行わないことにより生じる<u>お客様の損害</u>については、当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③お客様の取引口座で信用取引の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引(もしくは店頭デリバティブ取引)の証拠金もしくは担保が不足している場合。</p> <p>④～⑥ (省略)</p>	<p>第153条(注文の執行)</p> <p>(1)当社は、<u>お客様が行われたる自動応答のテレホン取引は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、お客様が注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するものとします</u>。</p> <p>(2)当社は、<u>お客様が行われたる自動応答のテレホン取引が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に連絡することなく当該取引の注文執行はいたしません</u>。なお、当該取引の注文執行を行わないことにより生じる<u>お客様の損害</u>については、当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③お客様の取引口座で信用取引(または発行日決済取引)の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引(または店頭デリバティブ取引)の証拠金もしくは担保が不足している場合。</p> <p>④～⑥ (省略)</p>
<p>第154条(注文の訂正等)</p> <p>(1)<u>お客様が行われたるトレスを利用して注文の訂正等(取消・変更)を行えるのは、<u>それトレスで行われた注文で、かつ未約定の注文に限るものとします</u>。なお、<u>それトレスで行われた単元株取引以外の取引については、取引毎に定められた取引時間内に限り注文の訂正等が行えるものとします</u>。</u></p> <p>(2)<u>お客様が行われたるトレスを利用して注文内容の変更を行われる場合は、変更しようとする当該注文を一旦取消すこととし、その取消が確認された後で、新たに変更後の注文を行うものとします</u>。</p> <p>(3)<u>それトレスで行われた注文の上記(1)および(2)による訂正等は、取扱店でも行うことができるものとします</u>。</p>	<p>第154条(注文の訂正等)</p> <p>(1)<u>お客様が自動音声応答によるテレホンサービスを利用して注文の訂正等(取消・変更)を行えるのは、自動応答のテレホン取引で行われた注文で、かつ未約定の注文に限るものとします</u>。なお、<u>自動応答のテレホン取引で行われた単元株取引以外の取引については、各取引毎に定められた取引時間内に限り注文の訂正等が行えるものとします</u>。</p> <p>(2)<u>お客様が自動音声応答によるテレホンサービスを利用して注文内容の変更を行われる場合は、変更しようとする当該注文を一旦取消すこととし、その取消が確認された後で、新たに変更後の注文を行うものとします</u>。</p> <p>(3)<u>自動応答のテレホン取引で行われた注文の上記(1)および(2)による訂正等は、取扱店でも行うことができるものとします</u>。</p>
<p>第155条(注文の照会)</p> <p><u>お客様は、<u>それトレスで行われた注文の内容および約定状況について、<u>それトレスを利用して照会することができます</u></u></u></p>	<p>第155条(注文の照会)</p> <p><u>お客様は、<u>自動応答のテレホン取引で行われた注文の内容および約定状況について、自動音声応答によるテレホンサービスを利用して照会することができます</u></u></p>
<p>第156条(手数料)</p> <p><u>それトレスで行われた注文が約定となった場合、<u>お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した手数料を手数料等に課される消費税等と合算のうえ、当社が定める方法により支払うものとします</u></u></p>	<p>第156条(手数料)</p> <p><u>自動応答のテレホン取引で行われた注文が約定となった場合、<u>お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した手数料を手数料等に課される消費税等と合算のうえ、当社が定める方法によりお支払いされるものとします</u></u></p>
<p>第157条(取引内容の記録)</p> <p><u>それトレスで行われた注文内容等について、<u>お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、<u>お客様が行われたるトレスに入力されたデータ記録内容をもって処理するものとします</u></u></u></p>	<p>第157条(取引内容の記録)</p> <p><u>自動応答のテレホン取引で行われた注文内容等について、<u>お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、<u>お客様が自動応答のテレホン取引時に入力されたデータ記録内容をもって処理するものとします</u></u></u></p>
<p>第158条(それトレスの変更、中止)</p> <p><u>当社はお客様に通知することなく、<u>それトレスを変更・中止または廃止することができます</u></u></p>	<p>第158条(テレホン取引の変更、中止)</p> <p><u>当社はお客様に通知することなく、<u>自動応答のテレホン取引を変更・中止または廃止することができます</u></u></p>
<p>第159条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由により<u>お客様に生じた損害</u>については、その責を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①<u>それトレスに際して、<u>お客様の認証番号をお客さま自身が入力したか否かにかかわらず(第三者により入力された場合を含む)、あらかじめ当社に届け出されている認証番号と一致することにより行われた取引について生じた損害</u></u></p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤<u>それトレスの変更・中止または廃止により生じた損害</u></p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦<u>お客様が行われたるトレスで注文の訂正等を申込まれたにもかかわらず、当該訂正等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、当該取引の訂正等が行えなかった場合に生じた損害</u></p> <p>⑧ (省略)</p>	<p>第159条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由により<u>お客様に生じた損害</u>については、その責を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①<u>自動応答のテレホン取引に際して、<u>お客様の認証番号をお客様自身が入力したか否かにかかわらず(第三者により入力された場合を含む)、あらかじめ当社に届け出されている認証番号と一致することにより行われた取引について生じた損害</u></u></p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤<u>自動応答のテレホン取引の変更・中止または廃止により生じた損害</u></p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦<u>お客様が自動音声応答によるテレホンサービスで注文の訂正等を申込まれたにもかかわらず、当該訂正等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、当該取引の訂正等が行えなかった場合に生じた損害</u></p> <p>⑧ (省略)</p>
<p>第160条(利用の停止)</p> <p>当社は、<u>お客様が行われたるトレスを利用されることが不適当と判断した場合または合理的もしくはやむを得ない事由により、<u>それトレスの利</u></u></p>	<p>第160条(利用の停止)</p> <p>当社は、<u>お客様が自動応答のテレホン取引を利用されることが不適当と判断した場合または合理的もしくはやむを得ない事由により、</u></p>

用を停止することができるものとします。	<u>自動応答のテレホン取引の利用を停止することができるものとします。</u>
第19章 雜則	
第172条(免責事項) (1)～(2) (省 略) (3) <u>これ</u> の免責事項については、第159条その他の第17章の規定に従い取り扱いいたします。	第172条(免責事項) (1)～(2) (省 略) (3) <u>自動応答のテレホン取引の免責事項については、第159条その他の第17章の規定に従い取り扱いいたします。</u>
<u>2023年4月1日改定</u>	<u>2022年9月1日改定</u>
特定口座約款	
(約款の趣旨等) 第1条 (省 略) 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 ①～⑤ (省 略) ⑥信用取引等 金融商品取引法第156条の24第1項の規定に定める信用取引をいいます。 ⑦～⑯ (省 略)	(約款の趣旨等) 第1条 (省 略) 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 ①～⑤ (省 略) ⑥信用取引等 金融商品取引法第156条の24第1項の規定に定める信用取引または「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」第1条第2項に規定する発行日取引をいいます。 ⑦～⑯ (省 略)
<u>2023年4月1日改定</u>	<u>2020年4月1日改定</u>

【個人のお客さま用】 一部表記の形式的な変更に関するお知らせ

2023年3月

2023年4月1日付で、「約款・規定集(個人のお客さま用)」掲載の約款等における表記の統一等のために、下表に記載する一部表記を形式的に変更する改訂を行います(上記の2023年4月1日改定の新旧対照表は、この一部表記の形式的な変更を反映済みのものを掲載しています。)。改訂箇所について、実質的な内容の変更はありません。

改訂後の「約款・規定集」につきましては、2023年4月1日付で当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/index.html>) に掲載予定です。スマートフォン用アクセスページはこちら→ 

<変更後>	<変更前>	「約款・規定集(個人のお客さま用)」の主な該当箇所
お客さま	お客様	・「証券取引約款」第1章 第1条、第2条ほか、この約款・規定集(最良執行方針を除く)全般
できない、できません	出来ない、出来ません	・「証券取引約款」第8章 第85条(8)、第87条(7)、第9章 第92条の4、第92条の5
直ちに	ただちに	・「証券取引約款」第6章 第65条(7)、第19章 第167条(2)、第169条 ・「日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動けいぞく投資約款」2(2) ・「ニッコウ・マニー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」2(2) ・「外国為替取引約款」第9条

※今後順次、表記の統一等のために、「約款・規定集(個人のお客さま用)」に含まれる各約款・規定の一部表記を形式的に変更する改訂を行っていきますので、ご了承ください。

【新設】

**国内外貨建債券償還代金・利金の支払代理受領事務に
関しご留意いただく事項**

お客さまへのお支払い時期

当社は証券取引約款第93条の2（国内外貨建債券に関する権利の処理）に基づき、当社保護預りの国内外貨建債券の償還代金・利金をお支払い致します。原則として、「外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に
関しご留意いただく事項(3)お客さまへのお支払い時期」に準じて、発行要項等に記載の支払日の翌国内銀行営業日に、お客さまにお支払い致します。

また、当該支払日が発行要項等に規定されている国・都市の銀行休業日に当たる場合は、償還代金・利金の支払日は一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへのお支払いもそれに準じて変更されます。

以上

2023年4月1日制定